

新居浜市政策懇談会 提言書

＜参考資料＞

平成25年12月2日

コミュニティの再生

「コミュニティ再生ワーキンググループ」会議の開催経過及び先進地視察先

第1回会議 平成25年7月24日（水）開催

- ・ 会議の進め方
- ・ 協議内容
- ・ 先進地の調査研究

第2回会議 平成25年8月28日（水）開催

- ・ 先進地の調査研究結果
- ・ 自治会と公民館の関係性
- ・ 地域づくりを推進するための組織づくり

第3回会議 平成25年9月25日（水）開催

- ・ 第2回会議のまとめ
- ・ コミュニティ活性化の具体策
- ・ コミュニティ活動を活性化させる財政支援制度
- ・ 税金で対応する分野と地域コミュニティの境界線

第4回会議 平成25年10月30日（水）開催

- ・ 第3回会議のまとめ
- ・ 税金で対応する分野と地域コミュニティの境界線
- ・ 市職員と地域の関係性の構築
- ・ 全体まとめ

先進地視察先

- ・ 福岡県大野城市、佐賀県佐賀市
平成25年8月5日（月）～8月6日（火）
- ・ 鳥取県米子市、島根県松江市
平成25年8月19日（月）～8月20日（火）
- ・ 高知県梶原町
平成25年10月29日（火）

「コミュニティ再生ワーキンググループ」会議の意見（参考資料）

1 地域コミュニティ再生の対象エリア・対象者

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>地域コミュニティを再生する対象エリアは、どの範囲がいいのか。 18公民館の各エリアがいいのか。それとも川西地区・川東地区・上部地区の3エリアがいいのか。</p>	<p>地域コミュニティを再生する対象エリアは、18公民館（旧大島小学校を含む小学校区）の各エリアとする。</p>	<p>18校区に連合自治会があり、各校区において特色のある事業をすることが可能な公民館がある。各校区に地域の特色があり、それぞれに合った形で進める方法がいい。 川西地区・川東地区・上部地区というエリアにすると、各校区で統一性がない中、意見をまとめることは難しい。</p>
<p>地域コミュニティ再生の対象者は、自治会員だけではなく、非自治会員を含め、エリア内に住んでいる方全員を対象として、エリア内に住んでいる方全員が取り組んでいくのか。</p>	<p>地域コミュニティ再生の対象者は、自治会員だけではなく、非自治会員を含め、エリア内に住んでいる方全員を対象として、エリア内に住んでいる方全員が取り組んでいくこととする。</p>	<p>自治会に加入している人、加入していない人が目立つようになり、マンションができると一定の区域だけ自治会に加入しないということもある。自治会員と非自治会員とを別にして事業を実施することは現実的に難しく、溝が深まってもいけないということもあるので、平等の面においても、一緒に考えた方がいい。</p>

2 具体的な検討項目

(1) 自治会と公民館の関係性

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>地区公民館が教育の分野だけでなく、福祉・環境など、多岐にわたって地域課題を解決している状況の中で、公民館の所管は、教育委員会なのか。それとも市長部局なのか。</p>	<p>市長部局に移した方がいい。 急がなくてもいい。</p>	<p>教育委員会の所管の場合、教育の意味合いが強いが、公民館は教育以外の活動が多くを占めるようになり、地域全体の問題を考える場所でもある。 今後の公民館に何をしてほしいのか、どういう人材で、人員配置は何人がいいのか、どんな業務内容で、どんな風にやってもらいたいのかをしっかりと考えたうえで、そのためにできる運営方法や所管を考えていった方が動きやすい。</p>
<p>公民館を指定管理者制度に移行し、地域が公民館を活動拠点として引き受け、地域が公民館職員を雇用する方法はどうか。</p>	<p>指定管理者制度に移行すべきである。 指定管理者制度にした場合の不安、疑問がある。</p>	<p>現在の公民館は、行政が一方向的に抽象的な事業を投げかけて、その中で事業をするため、あくまでも行政主導である。地域住民による運営をやっていくべきであり、今の制度より、やりやすいのではないかと。 地域活動は上下関係ではなく横一線であり、指定管理者制度の導入によって、チームワークを乱すのではないかと、人事や予算のことでトラブルにならないかと等の不安や疑問がある。 指定管理者制度を引き受ける受け皿があるのか、ずっと同じところがやるのか、何年かで入れ替わるのか、正当性はあるのか等の中身を先に話した方がいい。</p>

(2) 地域づくりを推進するための組織づくり

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>細分化されている今の組織に問題はあるか。</p>	<p>問題がある。</p>	<p>今の組織は細分化され過ぎており、各種団体の型枠が強く、既得権益のある団体がある。 自治会員が減って、一自治会にはもうできないというところがある。</p>
	<p>問題はない。</p>	<p>細分化すればするほど、それぞれの団体の立場で意見が出る。</p>
<p>地域にとって動きやすい組織とは、どのような組織がいいのか。新居浜市の組織そのものの再構築を考えていけばいいのか。今の組織をもっと強固なものにしていけばいいのか。</p>	<p>組織を再構築する。</p>	<p>何をするか、何が必要かということがあつての組織であり、目的がコミュニティ再生であれば、組織の見直しは当然生じるのではないか。 すばらしい活動をしている校区の方法を他の校区に当てはめて、同じことができるかどうかという難しい面もあり、18校区が同じ組織で動く必要はなく、既存の組織を上手に流れに取り込んでいけばいいのではないか。 重複を避けながら、公民館・市の組織の細分化を整理して、組織の横のつながりを持つことを考えてはどうか。</p>

	自治会組織を強化する。	<p>地域の基盤組織は自治会であり、自治会の意見を重視して、連合自治会・単位自治会の組織を固め、自治会員が校区の事業に参画して、地域コミュニティが確立される。</p> <p>自治会や公民館の活動を発信していくことで、住む人にとってはプライドとなる。</p> <p>自治会の活動を広めて、充実させていくためには、自治会の活動に従事している人が勉強していくことと、興味を示さない人に、いかに興味を持ってもらうかということが必要である。</p> <p>自治会あつての公民館であり、まず一番の基本は家族であり、それから隣近所、そして自治会という構造なので、自治会の中でそれぞれ声かけをして、今何が必要か、住民の声をまとめていくことが大事ではないか。</p> <p>これから高齢社会を迎え、自治会も高齢者の面倒を見ることによって、自治会加入促進に役立つのではないか。</p>
	新しい組織を作る。	<p>基盤組織としての自治会を大事にして、地域ごとにある企業や法人も含めた新たな社会資源が入る組織を作るのがよく、自治会員、非自治会員、既存組織にとらわれず、誰でも参加できる、縦でなく横のつながりに広がっていく組織づくりが必要である。</p> <p>問題解決型の、誰でも問題を提議できる組織を作って初めて地域主導型になり、コミュニティの活性化が図られる。</p>
1つの地域コミュニティからでも、取り組むかどうか。	モデル地区を作る。	<p>立候補を募り、2、3年後を目標にモデル校区の方は研修会にも参加する。</p> <p>他の地域がどういう風に自分たちの地域を磨いていくかがわかり、他のところにもつながっていく。</p>

(3)「コミュニティ活性化の具体策」についての意見

大項目	中項目	具体的な事業例	
1 高齢者・社会的弱者に対する見守り・支援	地域において、高齢者(特に独居高齢者や要介護者等)の見守りや支援を行う事業	高齢者見守り体制の整備	
		高齢者を振り込め詐欺から守る組織づくり 第三者によるお助け係、簡単な作業やお世話(ごみ出し、買い物のお手伝い、共同購入、庭木の剪定、話し相手、通報等)	
	公民館・自治会館を活用した高齢者サロンの設置や高齢者の健康維持推進・教室等を開催する事業	公民館・自治会館における常設型サロンの設置、高齢者が気軽に集える場づくり 元気な高齢者づくりと地域づくり	
		高齢介護機器材の紹介、介護教室の開催	
		高齢者の健康づくり(スポーツ、体操、ゲーム、講演、料理教室、食事会等) 敬老会の開催	
	社会的弱者を支え合う事業	地域福祉の推進(社会的弱者をみんなで支えていく仕組みの充実、福祉ひろば)	
		自治会での災害時住民支え合いマップ作成(高齢者・障がい者等を対象)	
		買い物弱者の救済対策	
		子どもや女性などへの安心安全対策、交通安全活動	
		デマンドタクシーの見直し(もっと便利に使える予約、便数、行き先等)	
2 三世代交流・子育て支援	公民館・自治会館・学校を活用した三世代交流事業	親子・地域・学校の絆を強める活動 三世代運動会、三世代演奏会	
	子どもたちの居場所づくりや地域全体で子どもたちを見守り、育てる事業	公民館・自治会館における子どもたちの居場所づくり(放課後や休日の遊びの広場、地域の人材(先生OB・父親等)を活用した子どもの学習サポート(平成の寺小屋)、父親同士の交流の場づくり等) 自治会館を活用した子どもの思い出づくり	
	子育てサロンの設置や子育て支援事業	学校・地域・家庭が連携して子どもの育ちを考え、悪いことは叱り、良いことは褒める、温かい地域の風土で子どもの育ちを支援する活動	
		子ども会活動	
		鍵っ子対策への取り組み(児童生徒、特に夫婦共稼ぎ世帯の小学生の把握、保護者の公民館への立ち寄り促進)	
		いじめ虐待のない社会への取り組み(いじめで転校する児童が出ない取り組み)	
		おばあちゃん(おじいちゃん)の知恵袋 高齢者がその人にとって得意なことを子どもたちに指南、昔の遊び教室	
		公民館・自治会館における子育てサロンの設置(自宅から気軽に参加できる交流の場づくり)	
		公民館・自治会館における乳児を持つお母さんの困りごとを解決するおばあちゃん講座	
		子どもや若いお母さん方の共感できる講座(子育て支援や読み聞かせなどの充実等) 子育てに慣れない父母への支援	
3 サロン・交流の場・窓口の設置	公民館・自治会館を活用したサロンの設置や交流の場の創出事業	自治会館・公民館に常設型サロンの設置(高齢者が気軽に集えるサロン、子育てサロン、気軽に利用できるお茶飲み場づくり等) 地域の誰もが参加できる座談会の開催 10代、20代、30代の若い世代の意見を聞く場づくり 自治会活動において、誰もが気軽に意見が出せる仕組みづくりと活用(無記名意見箱設置等) 自治会館・公民館をみんなが集う場として、コミュニケーションを促進する事業の拡充 自治会館における校区の行事の開催 近隣の者同士が協力し合えるような仲となるように一緒に楽しい時間を過ごす機会づくり 自治会や公民館の行事・催し物に女性や子どもが参加しやすい、魅力ある企画を立案	
		交流の場の創出事業	地域の人の交流の機会づくりや話し合いの場づくり(小地区の運動会、グランドゴルフ大会、コーラスの発表会等) (学校の空き教室、空家等を利用して、みんなが自由に集って話をする場づくり)
		地域主導の公民館活動推進事業	自治公民館推進
			公民館を地域コミュニティの中核とし、公民館と自治会の連携を強化する活動
			「公民館」(社会教育施設)から、「地域コミュニティセンター」(地域づくりの拠点施設)へ移行し、地域づくりの推進を活性化 組織活動を行政主導から自主活動へつなぐ(介護予防、子育ての会、趣味の会、花づくり、パッチワーク)
		公民館の窓口設置事業	公民館にお悩み相談所を開設(福祉・生活相談窓口)
			地区福祉拠点整備(公民館に福祉拠点を整備) 職員の派遣
	市役所等行政関係の諸手続きを行う「ミニ市役所」設置 市が積極的に公民館に向いていき講座を開催(防災の取り組み、インフルエンザの予防について等)		

4	防災・防犯・安全安心なまちづくり	防災対策事業	<p>自治会単位またはブロック別の効果的な自主防災訓練の実施(防災訓練の練度の向上、自治会未加入者の把握、訓練への参加促進、先進自治会との意見交換等)</p> <p>単位自治会の自主防災組織活動への援助 自主防災組織の組織運営に対する助成及び実践活動の助成</p> <p>災害時の教護の方法教室</p> <p>自治会での災害時住民支え合いマップ作成 (高齢者・障がい者等を対象)</p> <p>災害時の避難マップづくり</p> <p>防災拠点としての機能整備 (防災倉庫・備蓄・啓発・情報)</p> <p>地域全体で取り組む災害への対応</p> <p>市民参加型で市が一緒に訓練をし、そこに自治会も関わる形にすると非自治会員の方も自治会の認識が変わってくる。</p>				
		防犯対策事業	地域で行う防犯パトロールへの援助				
5	地域の組織づくり、自治会加入促進	地域の新たな組織づくり	<p>校区の団体が一同に集まった組織づくり</p> <p>新たな地域コミュニティ組織づくり、自治会等の地縁団体の枠を超えたコミュニティの参加促進</p> <p>全世帯加入の、地域コミュニティの基礎組織づくり</p> <p>自治会と社会福祉協議会が一体となる組織づくり</p> <p>食生活改善推進協議会の支部設置</p> <p>女性の会の活動促進</p> <p>公民館、自治会、社会福祉協議会の協働事業による自治会加入促進</p>				
		公民館による組織づくりや交流事業	<p>公民館を拠点に地域の問題を提起し、自分たちで解決に向け取り組む組織づくり</p> <p>公民館2館交流行事 離れた地域の公民館同士、又は近所の公民館同士の相互交流</p> <p>公民館を中心とした地域ネットワーク強化</p>				
		公民館組織の見直し事業	<p>各団体の事務所を全部公民館に置き、兼務できるところは、事務員を兼務にする。(経費・連携)</p> <p>公民館長の正規職員化</p> <p>公民館の主事・主事補を常勤職員にして、地域住民とのコミュニケーション促進</p> <p>公民館の主事・主事補は校区内から採用</p> <p>公民館運営審議委員会の見直し、公民館運営審議委員の中に市職員を任命</p>				
		自治会加入促進事業	<p>自治会加入のメリットをアピールする機会づくり (介護、子育て、福祉等、ターゲットを決めた話し合いの場づくり)</p> <p>公民館活動中での新規自治会員加入促進</p> <p>自治会や公民館の行事への参加促進案内(非自治会員を含む)</p> <p>自治会加入促進・加入率の向上についての検討 (非自治会員の意識調査・分析、課題の洗い出し等)</p> <p>自治会の組織強化策の検討</p> <p>市が自治会に負担をかけている事業の市直営化 (ごみステーション管理、広報誌配布等を市直営(自治会とは別のところへ委託))</p> <p>行政による資金面・人材面での積極的な援助</p> <p>太鼓台の責任者から自治会長を外す (自治会長のなり手がいない大きな要因)</p>				
		6	地域住民・公民館職員の 人材育成	地域人材育成事業	<p>人材の育成・研修 (リーダーとなる人材の発掘と育成、若手リーダーの養成)</p> <p>地域福祉のまちづくり講座(人材育成)</p> <p>後継者育成(小・中学校における市の取り組み、自治会、公民館の必要性の学習する場づくり)</p>		
				人材バンク創設と活躍の場づくり事業	地域の人材を登録して活用する人材バンクの創設		
				7	地域の魅力発見・発信、 環境整備	地域の魅力発見・発信事業	<p>自分たちの地域のいいところ、地域の名所旧跡、地域の特色を発見するまち歩き・探訪会</p> <p>まちづくりスタンプラリー (校区行事に参加してスタンプをためると記念品)</p> <p>伝承活動 (雑談、芸遊び、昔話、戦争体験、方言、史跡巡り等)</p> <p>親子郷土料理講習会</p> <p>食の安全性を地域から考えるため、遊休農地を地域で借り上げて、住民による旬の野菜づくり</p> <p>校区内の連合自治会の広報誌の発行(仮称:連合自治会だより)</p> <p>郷土の偉人・歴史上の各地のあゆみの編纂</p>
						環境整備事業	<p>ごみ減量と花いっぱい地域づくり</p> <p>校区単位での奉仕活動</p>

(4) コミュニティ活動を活性化させる財政支援制度

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>地域コミュニティ活性化の具体策を実行するに当たって、新たな交付金制度が必要かどうか。</p>	<p>地域コミュニティ活性化の具体策を実行するに当たって、新たな交付金制度が必要である。なお、新たな交付金導入の前に、現在の交付金の見直しが必要である。</p>	<p>大半の自治会では、資金面が懸念されており、新たな活動のために必要な財源は、予算化されていない。実施に当たっては、財源の確保が必要である。</p> <p>現在の交付金を見直して、その後、新たな交付金の必要性が出てくる。</p> <p>「魅力あふれる地域コミュニティ創生事業」交付金の見直しを行っている。</p>
<p>取り組みやすい交付金制度にするためには、メニュー項目の提示が必要かどうか。地域で取り組む意欲のあるところを優先するかどうか。全市一律に取り組む必要があるのかどうか。</p>	<p>取り組みやすい交付金制度にするためには、市から統一したメニュー項目の提示が必要であり、地域で取り組む意欲のあるところを優先する。なお、全市一律に取り組む制度と地域で取り組む意欲のあるところへの制度を区別する必要がある。</p>	<p>どのような交付金があるか、わかりやすいメニュー項目表があれば便利である。</p> <p>地域で活動の差があり、地域の自主性・主体性を尊重して、メニューは押し付けない方がいい。</p> <p>意欲のない地域に押し付けたのでは負担が大きくなり、無駄使いになるため、取り組む意欲のある校区が交付金を利用して実施し、積極的にまちを活性化していく。</p> <p>先進校区の取り組み内容を紹介し、他の校区は参考としていく。</p>

<p>自治会役員の手当、交通費や電話代等の実費弁償を出す必要があるのかどうか。その基準は、全市で統一すべきなのか、それとも、自治会ごとに決めるべきなのか。</p>	<p>自治会役員手当・実費弁償については、出し方について賛否両論があり、金額についても意見は分かれるが、出す必要はないという意見はなく、自治会長の負担軽減、後継者育成のために、自治会に対して交付金の中で出すなど、何らかの形で出す必要がある。基準については、全市で統一すべきという意見と、自治会ごとで決めるべきという意見があるため、市から自治会に出す交付金の中では、全市で統一した基準で出すが、使途については自治会の状況に合わせて自治会ごとで決める。</p>	<p>自治会長の任務は重大で、電話代他、諸経費等の個人負担も大変多くなっており、後継者役員を育成するためにも、役員手当と実費弁償は必要である。</p> <p>100%ボランティアでは自治会長のなり手がなくなり、行政の代わりに行っていることもあるのであれば、役員手当は必要である。</p> <p>各種団体の役員は無報酬で活動しており、ボランティア活動であるべきなので役員手当を出す必要はないが、コピーや市役所等への連絡等様々な費用負担が伴い、会長の個人負担では、なり手がなくなると、事務費や交通費等の実費弁償は必要である。</p> <p>自治会ごとだと費用の算出でもめるため、基準は全市で統一すべきである。</p> <p>各自治会の組織数に差異があり、世帯数による額と一律の額の両方で決めるなど、基準は、自治会ごとに決めるべきである。</p>
---	--	--

(5) 税金で対応する分野と地域コミュニティの境界線

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>・ 防犯灯の維持管理 防犯灯の器具の設置や電球の交換、電気代の費用負担は、税金で対応する分野なのか、それとも、現状の自治会費等で対応する分野なのか。</p>	<p>防犯灯の費用負担は、税金で対応する分野である。防犯灯の補修等は、連絡すればすぐに対応できるシステムが必要である。</p>	<p>防犯灯は、自治会の加入・未加入、地域外に関わらず、市民全員が恩恵を受けており、市民の安全・安心の費用は税金で対応すべきであり、防犯灯は犯罪防止のうえで重要であるため、市が税金で対応すべきである。</p> <p>現在、防犯灯の維持管理費は、市の助成と自治会の財政で賄われているが、自治会に加入していない世帯もあり、自治会員の減少に伴い、自治会会計も苦しい状況であるため、自治会員以外も恩恵を等しく受けているのだから、自治会員だけで負担しなければならないのは、公平性に欠ける。</p> <p>住環境の変化等にきめ細かく対応したり、補修等速やかに対応するためには、自治会で管理する方がいいが、連絡すればすぐに対応できるシステムにできるのであれば、税金で対応することでよい。</p> <p>少人数の自治会では、費用負担できないところもあり、市からの補助は必要である。</p>

<p>・ごみステーションの管理 自治会管理のごみステーションを利用できる人は、自治会員だけなのか。それとも、非自治会員も含む地域全員なのか。また、自治会管理のごみステーションを管理するのは、自治会員だけで行うのがいいのか。</p>	<p>自治会管理のごみステーションの利用や管理については、自治会員だけという意見と、非自治会員も含む地域全員という意見がある。ごみの議論は大きなテーマであり、新居浜市のごみのあり方の問題等もあるため、今後の議論は、市の環境部署に引き継ぐ。</p>	<p>設置機材は自治会で費用を負担し、設置場所も自治会で選定等を行っており、非自治会員はその運営に関与していない。非自治会員は地域活動に協力してくれない人が多く、処理に際して自治会員と非自治会員のトラブルが生じる危険性が高く、自治会に加入しなくてもごみの投棄ができるという義務を果たさずに権利だけを主張する考え方は許すわけにはいかないもので、正々堂々と捨てられるように自治会へ加入するという加入促進を図る意味でも、使用も管理も自治会員だけである。非自治会員も使用するには、誓約書的なものが必要である。</p> <p>自治会員のみにした場合、ごみの不法投棄が増加する恐れがあり、まちの美化のためにも誰でも使用できることが望ましく、ごみを出す以上は一定の責任を果たしてもらう必要があるため管理も行うべきであり、使用も管理も非自治会員を含む地域全員である。問題点も浮上してくると思うが、管理方法について、各単位自治会と市が検討すべきであり、非自治会員にもごみカレンダーを配り、マナーを守って正しく捨てる指導をするとか、非自治会員も管理に加わる意識改革、仕組みづくりを考えると、ごみ袋を有料化することも必要ではないか。</p>
---	---	---

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>・地域コミュニティ税 今の税金に上乗せして、地域コミュニティ税を導入すべきかどうか。</p>	<p>地域コミュニティ税の導入については、導入すべきであるという意見と、導入すべきでないという意見があり、導入に賛成する方が多数であった。しかしながら、導入に当たっては、市民の理解や運用などに非常に難しいハードルがあり、納税者が納得できる効果的なものになる必要がある。地域コミュニティの活性化のためには、財源を増やす必要があるが、その財源については、まずは現在の税収入の中から捻出し、財源が確保できない場合は、地域コミュニティ税の導入について検討する。</p>	<p>地域の連帯感ときずなが希薄化し、自治の機能が低下している中、一步踏み出して改革しないと衰退の一途をたどるだけであり、地域の連帯意識を持ち、災害時などにおいても、きずなを活かせるよう、日ごろからのつながりが必要である。</p> <p>現在の交付金は、今の活動に対するものであり、今後新たに、自治会や各種団体が活性化のために事業を増やす場合は、財源の確保が必要であり、自治会加入者と未加入者の不公平さを多少なりとも解消し、地域の活性化に向けて、住民主体のまちづくりへの意識変革につなげていくために、使用を地域活動に限定するなどして、導入すべきである。</p> <p>ただし、導入に当たっては、目的と用途を市民に十分説明し、納税者が納得できる内容で、効果的に活用できることが必要であり、使用目的、導入方法、適正な運営のできるシステムづくり、地域の状況や低所得者への配慮等の議論をし、明確にしたうえで、市民の理解を得て導入しなければならない。</p>

		<p>新しい税金を導入することは最終手段であり、消費税も上がる中、住民の負担増になるため、まずは、現在の税収入の中で、経費の節約や事業の効率化を図るなど、工夫して財源を捻出すべきである。</p> <p>現時点では用途が不明であり、新居浜市の財政状況が健全である中、新しい税金を取ることは、時期尚早である。</p>
--	--	--

(6) 市職員と地域の関係性の構築

検討内容	意見の集約結果	理由
<p>地域の中で、市職員に何を期待しているか。行政とのパイプ役なのか。それとも労力なのか。</p>	<p>地域の中で、市職員に期待していることは、市職員も地域の活動に参加し、地域住民と同じ目線に立って、協力し合い、一緒に関わって、労力を提供し、行政とのパイプ役となることである。</p>	<p>市役所は行きづらい、行っても声をかけづらいという声があり、市職員が地域の活動に参加していれば、地域の人と話しやすい。</p> <p>行政とのパイプ役という役割に重点を置きつつ、労力も提供するときは提供していくことが大事である。</p> <p>行政とのパイプ役は、公民館等で、ある程度できている。市職員も地域住民であるため、パイプ役だけでなく、お互いに同じ目線に立って、協力し合い、一緒に関わらなくてはいけない。労力の中にパイプ役が入ってくる。</p>

<p>市職員と地域の関係性を構築し、お互いがレベルアップしていくためには、何が必要か。</p>	<p>まず、市職員の意識改革が必要である。</p>	<p>市職員と地域の関係性についての提言は、現状では絵に描いた餅になる。職員がどのように地域との関わりを持っていくか、意識改革をしない限り一方通行である。地域と関わっていると、いらぬ労力、お金がかかるという考え方の職員を、どのように意識改革するかということについて、市としてアンケートを取って、意識調査をするべきであり、市職員が、もっと地域にどういう貢献ができるのか、どういう関わり方をしていくのか、考えてもらってからの話である。市役所の再生は、市長が掲げる重点課題の一つであるので、ぜひやっていただきたい。</p> <p>市職員全員が自治会員になり、仕事の合間でいろいろな団体にできるだけ積極的に参加してほしい。制度として地域での活動を強制的にするのではなく、積極的に自らが協力するという関係が一番いい。</p> <p>民間企業でもボランティア活動への関心を強く持っている中で、市職員は、新居浜市から給料をもらっているのであるから、新居浜市のためになるような活動を考えてほしい。市職員が、自治会加入、パイプ役、労力等を率先してやっていけば、地域の活性化につながる。市職員には、このまちで死を迎えられてよかったなと思えるようなまちづくりをしていただきたい。</p>
---	---------------------------	--

<p>地域住民と地域の市職員の情報の共有が必要である。</p>	<p>市職員は、いろいろな場で地域住民との接点を持つことが大事であり、市職員も地域の住民であるのだから、一緒に働くことで、対等の場で人間同士の関わりができて、情報共有やパイプ役、労力につながっていく。</p>
<p>地域で住民がレベルアップするための研修の場が必要である。</p>	<p>レベルアップするためには、講義だけよりも、実践の場を持つことで効果がある。自治会や地域の活動の中に市職員が入り、それぞれが持っている知識等を提供してもらえると、自治会活動も効率的な、いい活動ができ、役員を含めた地域住民のレベルアップを図ることができる。研修で育った人材が、地域で活躍できる場を確保することが、非常に大きな要素である。</p>
<p>地域住民が先進地を研修する機会が必要であり、研修費用が必要である。</p>	<p>活動を外からは見ることができなく、実際に現地に行って、人間同士の付き合いをすることで伝わるものがあり、現地を見ることで、いろいろなものが見え、自分の身になる。自分の地域のことだけを見ていたら気がつかず、他者が鏡になって、初めて自分の姿が見えるということもある。研修費用が必要である。</p>
<p>公民館職員の研修の場が必要であり、研修費用が必要である。</p>	<p>公民館が地域主導型公民館に移行し、正規職員が非常勤職員に変わって、正規職員の専門性が非常勤職員にすぐに引き継ぐことができないことから、地域に期待されている部分を研修でカバーしなくてはいけない。研修費用が必要である。</p>

<p>通年で市職員が地域と行政のパイプ役となる制度が必要か。</p>	<p>市職員と地域の関係性を構築するため、まちづくり校区集会の見直しを行い、まちづくり推進員を複数年、通年で任命するなど、地域の市職員が地域住民と関わり、情報共有することを検討すべきである。</p> <p>「市職員の意識改革について」、 「通年で市職員が地域と行政のパイプ役となる制度について」の今後の議論は、来年度予定している「市役所の再生」の議論に引き継ぐ。</p>	<p>まちづくり校区集会等の市が主催的に開催している定期的な催しが、形骸化しており、まちづくり校区集会は、開催後どういう効果があったかという検証、フォローも必要であり、必要性や運営方法について、基本的に考え直さなければいけない時期に来ている。まちづくり推進員の任期を2年から3年の通年にして、いろいろな相談に乗ってもらう方法、従来どおりの会議と並行して、地域課題のテーマについてワークショップをする方法、希望する校区だけ実施する方法等もある。</p> <p>行政が地域とのつながりを持ちたいのであれば、まちづくり校区集会の時だけではなく、当然残業手当等のお金も出して、通年で職員を張り付かせるなど、もう少し考えるべきである。</p> <p>地域の中の課題について、行政も目の届かないところもあるため、市職員が一住民の立場として関わり、現場の声を直接聞き、現在の地域の状況を住民と情報共有し、お互いに話し合うことで、より迅速に解決策を見出すことができる。関係性を深めることができる。災害などが発生した場合も、協力し助け合うことができる。</p> <p>現状のまちづくり校区集会、校区環境整備会議の実施でよい。通年で制度化すると課題が増え、消化が困難になるのではないか。</p>
------------------------------------	---	---

	調査事項	調査結果概要
1	自治会と公民館の関係性	<p>27の区（単位自治会）を4つのコミュニティ地区に分け、市がすべての区に公設公民館（新居浜市の自治会館に相当）を整備し、平成18年度から指定管理者制度により区が運営している。区長（単位自治会長）1人に3つの役目があり、区の総会で選出された区長が、市から委嘱される行政区長・指定管理者制度の協定書締結による公民館長となっている。公民館は社会教育法上の公民館ではなく、地方自治法上の公共施設に位置づけており、市長部局所管である。4つのコミュニティ地区ごとに市がコミュニティセンターを整備し、官民連携・共働型の拠点施設となっている。</p>
2	地域づくりを推進するための組織づくり	<p>コミュニティセンターごとに、自助の組織として地域の各区（公民館）と連携した「コミュニティ運営委員会」（区連携・連合組織）、共助の組織として地域と行政の橋渡し役の「パートナーシップ活動支援センター」（共働事業体：NPO法人）、公助の組織として身近な市役所の地域拠点である「地域行政センター」を設置するとともに、これらの3つの組織の総合調整機関として「コミュニティ協議会」を設置している。「コミュニティ運営委員会」は区・各種団体等で構成されており、会長は区長の輪番制とし、体育部・文化部・福祉部・青少年育成部等の専門部ごとに事業を行っている。「パートナーシップ活動支援センター」は、行政と地元で一緒に作ったNPO法人が、非公募の指定管理者となり運営しており、共働のまちづくり活動やボランティア登録についての相談受付・支援、地域や行政が単独で解決できない地域課題について、共働による取り組みを行うとともに、コミュニティセンターも運営している。「地域行政センター」は、ホームページやコミュニティセンター・公民館だよりなどの地域情報の発信及び支援、災害発生時の情報の把握、市役所の出張所の役割を果たしている。「コミュニティ協議会」は、地域課題の調査把握・企画調整、新コミュニティ交付金等財源の確保・配分・調整をしている。</p>

	調査事項	調査結果概要
3	コミュニティ活性化の 具体策	最初は地縁団体との協働事業を展開し、行政との役割分担による協働事業、NPOとの協働事業に進化させている。NPOとの共働事例の1つとしては、「使ってバンク暮らしのサポート事業」を実施し、ボランティア、NPO、企業等で社会貢献したいと意欲を持った人材を登録し、その登録者を困っている人や生活課題を抱える人に派遣する制度として、2時間以内のサポートを10分100円にて事業を実施している。
4	コミュニティ活動を活 性化させる財政支援制 度	共働のまちづくりを支援するための財源を、市とNPO法人の2本立てで確保している。各課からの補助金を一元化して交付する「地域活動統合補助金」、市が設置する「まちづくりパートナー基金」（4,000万円）、NPO法人が設置する「コミュニティ応援ファンド」（平成26年度から実施予定）、基金を活用した「新コミュニティ交付金」を考えている。「新コミュニティ交付金」は、「コミュニティ協議会」の運営交付金と、「寄付金×2（カケツ）」として寄付者の意向に沿った地域やNPOなどの団体へ支援し、「新しいコミュニティのかたち推進事業交付金」として「コミュニティ協議会」が計画する事業に合う事業に支援し、「市役所の仕事まかせんしゃい事業交付金」として市が行っている事業のうち可能な事業を地域に委託し、「共働提案事業交付金」として地域課題解決のための提案を「コミュニティ協議会」が第三者による審査会に諮り、採択された事業に支援している。
5	税金で対応する分野と 地域コミュニティの境 界線	市から区に対して、公民館指定管理者交付金として約200万円、地域活動統合補助金として約200万円を単位区に支出しており、公民館の運営や維持管理・環境美化・公園清掃・地域福祉・敬老の日の行事等を行っている。市から「コミュニティ運営委員会」に対しては、運営補助金として467万8千円を支出している。
6	市職員と地域の関係性 の構築	「コミュニティ担当職員制度」は平成23年度から設けており、コミュニティと行政をつなぐパイプ役として、「コミュニティ協議会」の助言者・プランナーとして、4つのコミュニティに3名ずつ合計12名を配置し、任期は1年である。各部から1名ないし2名の推薦により任命しており、勤務時間中に開催されるコミュニティ協議会への出席が基本である。「職員コミュニティ隊」も平成23年度から設けており、市職員の地域における社会貢献の一環とした任意のボランティアグループとして、自分たちのできる範囲で行うことを基本とし、コミュニティ運営委員会のイベントスタッフとして年1回以上参加するようにしており、現在130名が登録している。「地域活動インターンシップ研修制度」は平成25年度から設けており、区が行う各種事業・企画会議等のスタッフ補助員として参画し、区の活動の活性化を図るため、採用後3年目の職員を年間26名、各区2名ずつ、年間40時間を研修として位置づけ、市が区へ責任をもって派遣し、区も責任を持って受け入れるようにしている。時間外の活動に参加する場合は、時間外勤務手当を支出している。

	調査事項	調査結果概要
1	自治会と公民館の関係性	<p>自治会組織があり、校区ごとに教育委員会所管の社会教育としての公民館がある点では、組織的に新居浜市と類似している。公民館については、平成18年度から公民館運営を地域委託していたが、平成24年度から公民館運営主体が市に移管されている。平成26年度からは、「参加と協働のまちづくり」を推進する部署を市長部局内に新設し、市民活動推進機能、地域コミュニティ推進機能、公民館支援機能の関連部署を1か所に移転する予定にしている。</p>
2	地域づくりを推進するための組織づくり	<p>「佐賀市地域コミュニティ活性化検討委員会」での議論において、地域課題解決のためには、「おおむね小学校区単位でのコミュニティ組織が必要」、また地域コミュニティ組織に対しては、「地域住民が頑張れるような支援が必要」、「現在機能している組織は残し、地域課題解決に向け全体を包括する組織として位置付けることが必要」、「地域住民同士の協議の場では、取りまとめ等の事務的サポートが必要」、「新たな活動については、財政面での支援が必要」等の意見が出された。そこで、地域コミュニティモデル校区を自治会協議会（新居浜市の連合自治会理事会に相当）にて募集し、モデル事業に関心のある校区にて説明会を開催し、希望申込みのあった校区について、自治会協議会で選定協議を行い承認を受けている。平成23年度からモデル校区に取り組んでおり、32校区のうち平成25年度までで16校区において実践している。行政からの押し付けでは下請け感となるため、モデルを示し地域住民の方の理解を得ながら、全市的に広げている。考え方としては、組織づくりから入るのではなく、地域住民の方の意見を吸い上げるところから入っている。モデル校区での進め方の例としては、まず各種団体や地域で活動を行っている方々を中心に選出して「まちづくり準備委員会」を設置し、今後の進め方や座談会のまとめ等を協議する。次に、多くの住民の意見を拾い上げるために、「まちづくり座談会（全体会）」をワークショップ形式で開催して、意見を取りまとめて校区の夢プランを作成し、まちづくり協議会を設立している。まちづくり協議会の会長や役員は、自治会長の経験者が入り、公民館職員もまちづくり協議会の各部会に入っている。</p>

	調査事項	調査結果概要
3	コミュニティ活性化の 具体策	<p>「まちづくり座談会」では、校区の長所と課題の洗い出し、校区の目標の検討、目標達成に向けた取り組みの検討、取り組み体制の検討を行っている。座談会で出された意見を取りまとめて、校区の夢プランとしてまちづくり計画を作成している。この夢プラン実現に向けた組織を作り、活動を開始している。モデル校区として取り組んでの主な意見として、よかった点としては、「共通の目標ができたことで、校区でまとまって活動をしようという意識が高まった」、「みんなで話し合う場を設けたことで、困りごとや課題が明らかになり、その解決に向けた活動をみんなで考えることができるようになった」、「関係する団体が集まる部会性をとったことで、他の団体の活動を知ることができ、連携を取りやすくなった」、「それぞれの部会を部会長・副部会長が引っ張っていくことで、役割分担ができるようになった」ということであった。問題に感じる点としては、「協議会の設立に際しては、どうしても話し合いの機会が多くなる」、「1つの行事を行うまでの役員会や部会での会議が多くなる」、「自治会長や各種団体の役員は1年で交代するため、引き続き、まちづくり協議会の役員を担ってもらえるか不安」、「現在は市からの助成金を中心のため、安定的な財源の確保が課題」等の意見が出されている。</p>
4	コミュニティ活動を活 性化させる財政支援制 度	<p>モデル校区として検討を行っていくための財政面の支援として、まちづくり協議会設立前までは、通信運搬費・視察経費・広報費について、市が負担しており、1校区当たり約160万円（そのうち、校区住民ワークショップ等には、約120万円を使って専門のファシリテーターを配置）を支出している。まちづくり協議会設立後は、実践にかかる活動費用を助成しており、1校区当たり事務費として50万円、事務局活動費として10万円の合計60万円を支出している。</p>
5	税金で対応する分野と 地域コミュニティの境 界線	<p>地域への補助金は、それぞれの課から各種団体へ個別に助成を行っているが、地域への補助金の一括交付金化について、現在検討中である。</p>
6	市職員と地域の関係性 の構築	<p>まちづくり協議会の立ち上げまでは、地域コミュニティ室職員2名を配置し、文書作成等の事務補助を行っている。設立後は担当1名を配置し、協議会の役員会等へ参加している。モデル校区在住職員の座談会への自主的な参加を促進していたが、座談会への参加率が20%～30%程度であり、モデル校区会長アンケートでは、7校区中5校区が「あまり満足していない」、2校区が「満足していない」という回答となった。そこで平成25年度から見直しを行い、「モデル校区在住職員連絡員制度」を導入し、校区ごとに代表者2名、連絡員5名を選考し、互いに誘い合って参加する仕組みを作って実施している。</p>

米子市視察結果 1

	調査事項	調査結果概要										
1	自治会と公民館の関係性	<p>平成4年10月から、生涯学習社会の推進に向けて、3名（館長、主事、事務員）体制から、4名（館長、主任主事、主事2名）へ変更。平成17年3月に合併で、新米子市が誕生。公民館を中央公民館1館、地区館27館、分館2館体制とした。また、公民館は、市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則第2条第2項第2号において、一部の公民館を除き、校区連自治会、校区社会福祉協議会、その他の各種団体に関する事務を執行すると規定されており、公民館活動と、自治会活動等地域活動は密接に連携している。</p>										
2	地域づくりを推進するための組織づくり	<p>市連自治会は、422単位自治会で組織され、公民館単位（27地区）ごとに地区連自治会を組織し、さらに4つのブロックに大別している。市連自治会には、会長を1名、副会長4名（ブロックごとに1名）、常任委員若干名（地区連自治会長）で、正副会長会（毎月）、常任委員会（隔月）を開催するとともに、特に懸案となる課題については、専門部会（広報紙、自治会組織強化、研修、自主防災）を組織し、積極的に活動している。</p> <p>広報紙作成や自治会加入の手引きの作成にあたっては、行政が主導でなく、各専門部会の委員が主体的に内容を協議、検討し、作成している。</p>										
3	コミュニティ活性化の具体策	<p>地域と行政がより効率的に連携する仕組み作りを検討するため、地域の各種団体の活動を中心に、その事務に携わっている公民館（館長及び職員）、自治会長から聞き取り調査を実施、意見交換を行い、課題点等をまとめ、米子市協働のまちづくり推進本部を立ち上げ、地域づくり推進事業に応募した2地区連自治会（車尾・永江）において、平成24年度から地域づくりモデルプラン作成事業に取り組んでいる。今年度は、先進地研修と研修会等を実施する。</p> <p>将来的には、各地区の地域づくり組織に対して、補助金等を一括交付し、より地域が主体性を持ったまちづくりが可能な支援を検討する。</p>										
4	コミュニティ活動を活性化させる財政支援制度	<p>地域と行政との連絡調整等の事務執行に対する事務取扱費（報償費）として、市からは</p> <table border="0"> <tr> <td>市連自治会長</td> <td>595,200円/年</td> </tr> <tr> <td>市連自治会副会長</td> <td>338,400円/年</td> </tr> <tr> <td>市連自治会常任委員</td> <td>316,800円/年</td> </tr> <tr> <td>単位自治会長</td> <td>26,400円/年（均等割）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>世帯数×250円/年（世帯割）</td> </tr> </table> <p>を支給（7月、11月、3月の年3回払い）している。</p> <p>地区連自治会に対し、事業運営、自治会加入促進活動の助成として、市連自治会から活動費としては、42,000円、加入促進費として、15,000円（均等割）自治会数×500円（自治会数割）を支給（7月）している。</p>	市連自治会長	595,200円/年	市連自治会副会長	338,400円/年	市連自治会常任委員	316,800円/年	単位自治会長	26,400円/年（均等割）		世帯数×250円/年（世帯割）
市連自治会長	595,200円/年											
市連自治会副会長	338,400円/年											
市連自治会常任委員	316,800円/年											
単位自治会長	26,400円/年（均等割）											
	世帯数×250円/年（世帯割）											

松江市視察結果 1

	調査事項	調査結果概要
1	自治会と公民館の関係性	<p>先進地の公民館として松江市法吉公民館を視察。昭和31年に法吉支所内に併設されたが、松江市が財政再建団体（昭和39年～46年）となったことを受け、昭和41年に公設自主運営方式へ移行。平成15年に現在地へ新築移転された。平成18年9月からは、指定管理者制度を導入した。</p> <p>職員構成は、館長（市の非常勤特別職）、主任1名・主事2名（ともに、公民館運営協議会による雇用）で、地区の各種団体の代表者から構成される公民館運営協議会が自主的に運営している。</p> <p>公民館職員（館長を含む）は、館内の連合自治会や社会福祉協議会など、各種団体の事務局を兼務しており、社会教育にとどまらず、地域コミュニティなどの中心に公民館活動が位置づけられている。</p>
2	地域づくりを推進するための組織づくり	<p>公民館の運営（25年度予算：22,850千円）にあたっては、市からの指定管理料のほか、地元自治会員からの公民館費（1世帯当たり700円）や使用料収入などの地元費で構成されており、また公設自主運営されてから、40年を経過しており、運営も公民館運営協議会に総務部ほか専門部を設け、自治会を中心に部員が中心で、運営している。</p> <p>地域住民からの負担により、社会教育以外の事業が容易に実施できている。</p>
3	コミュニティ活性化の具体策	<p>行政に先駆けた地域課題への取り組み 災害時における地域での助け合い事業について</p> <p>法吉地区は、もともと、水害の被害に見舞われており、平成16年に全国で多発した大規模災害を契機とし、取り組み始めた。地区社協・公民館・連合自治会・民生委員などが中心に災害時の要援護者の支援体制づくりを実施し、要援護者1人に対し、支援者を1人以上登録し、地域ぐるみの共助づくりを実現できており、平成18年7月の法吉地区を襲った豪雨災害に活かされたとのこと。</p> <p>今後は、研修会や防災訓練を通じ、災害時にどう機能するかを維持するとともに、防災マップやパンフを配布することにより、地道な啓発の継続してゆく。</p> <p>このように、地域の発案で、地域が主体となった地域課題解決を実践することにより、“地域力”の向上を図っている。</p> <p>現在は、進行する高齢化社会への取り組みとして、認知症を抱える地域住民をいかに地域で支えるかを課題として、学習活動等を推進している。</p> <p>地域住民が、自らの手で、課題を発見し、課題を解決する機能と拠点づくりとして、公民館を活用しており、人材の確保や情報の共有化、各種団体の連携が図ることで、より地域の主体性を発揮し、生活環境の向上につなげている。</p>

経 済 の 再 生

1 農林水産業の振興

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市農業協同組合
委員名	石川 淳徳
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	野菜ハウス設置事業
現状の課題	市内の農業生産者のほとんどが、小規模・零細な農家のため、価格で大産地との競争は不利な面がある。そのため、本市の圃場の特性を活かした農業として施設栽培を推進し、付加価値（農作物の高品質化、安定化）をつけて消費者に提供する必要がある。
事業の目的	野菜ハウスを設置し農作物の周年出荷を安定的に行うことにより、新居浜産農産物の消費拡大を図り、地産地消の推進、地域の農業及び経済を活性化させることを目的とする。
事業の概要	<p>市内に住所及び農地を有する認定農業者、JA新居浜市組合員、販売農家が設置する野菜ハウス設置に係る資材費の補助を行う。</p> <p>補助率 2／3以内</p> <p>補助額 100万円以内（認定農業者） 50万円以内（その他）</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	野菜ハウスの設置により、近年の異常気象や天候に左右されない周年を通じた野菜栽培が可能となり、消費者にも安定的な食材提供が可能となり、地産地消の推進及び消費拡大による農家の所得向上により地域経済の活性化が見込まれる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	公募委員
委員名	眞鍋昌裕
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	有機農法を基本にした農業振興事業
現状の課題	<p>農業者の高齢化と後継者不足で、農業、農地の存続が危ぶまれている。その原因は、農業に対する魅力が不足しているからである。問題解決には何らかの魅力を想像することである。</p> <p>有機農法による農作物は安全・安心で栄養価が高いと認識されている。従って、“有機”という言葉は、農業者、消費者の両者にとって何となく魅力有る言葉である。この状況を積極的に活用すれば、危ぶまれている新居浜の農業を好転させる一助となる。</p>
事業の目的	<p>新居浜独自の実行可能な、消費者にも認められる“有機農業”の方式を標準化し、その農法で生産するブランド品を作り、農産物を販売して、地産地消のシステムを組み立てる。</p>
事業の概要	<p>衰退する新居浜の農業を活性化させるためには何らかの魅力ある手法が必用である。“有機農業”、“有機農産物”は農業者、消費者にとって、抽象的ではあるが何か魅力を感じる言葉である。そこで、次のような段階を踏んで“有機”を具体化して、新居浜の農業振興を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 有機農業の専門家を招いて講演会を開催する。 2) 有機農業に関心がある者に呼びかけて、体験発表など事例を収集する。 3) 新居浜で実行可能な“新居浜有機農法”を確立し、その農法による農産物をブランド化する。 4) “新居浜有機農産物”の地産地消システムを組み立てる。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	<p>何となく“良い”と受け止められている“有機”を効果的に活用して、新規農業者の参入を促し、“基準化した有機農法”による農産物の地産地消システムを確立すれば、有機農業が経営的に成り立つ。</p>

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	公募委員
委員名	眞鍋昌裕
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	新規就農者の発掘事業
現状の課題	<p>農業者の高齢化と後継者不足で、農業、農地の存続が危ぶまれ、この問題は耕作放棄地の形で顕在化し、今後益々深刻になる。問題解決策としては、伝統的な家族農業加えて、法人化など、従来とは異なるシステムの導入が必用である。</p>
事業の目的	<p>農業、農地保全のための新規就農者の発掘</p>
事業の概要	<p>農業・農地保全のための必要条件是“人”である。何らかの方法で（家族も含めた）新規就農者を積極的に発掘しなければならない。</p> <p>具体策として、</p> <p>1) 募集パンフレットの作成</p> <p>この種の情報は、農業関係者を主体に流れている。今後は一般市民対象に、イベントなどいろいろな機会を捉えて流すことを心がける。また、市への転入者にはパンフを渡して、農業に関心を持ってもらう。市民の目から見て、市全体が新規農業者の発掘に積極的だという印象がもたれるような努力が必用である。</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	<p>新規就農希望者が現れ、希望内容が具体的に見えてくると、受け入れ体制を整備する活動が具体的になり、農業・農地保全活動に弾みがつく。</p> <p>なお、受け入れ態勢については、JA新居浜市が中心となり、市、県等の行政、農業共済など関係機関が一体となった支援体制づくりが必要となる。</p>

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市農業協同組合
委員名	石川 淳徳
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	J A新居浜市共同機械利用者部会 機械更新事業
現状の課題	現在のJ A新居浜市共同機械利用者部会の機械類は平成5年に購入しこれまで20年間使用してきた。一斉に購入したため同時期に機械の更新が予測されるが、当初、市から補助5千万円の補助を受けており、更新においても何らかの補助をお願いしたい。同時に共同機械利用者部会の統合を計画しており、さらに効率の良い部会経営を目指していく。
事業の目的	機械の更新により、今後においても農地を受け入れ耕作をすることで、耕作放棄地が増加しないようにする。
事業の概要	<p>共同機械の更新について、利用者部の統廃合と合わせ必要台数を把握し、更新時期を決定する。</p> <p>そのうえで、人・農地プラン、法人化などを見据え、行政として支援することが適切かどうかを判断する。</p> <p>同時に、国等の支援事業の情報収集に努め、国費等を合わせた計画を樹立する必要がある。</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	耕作放棄地対策の一翼を担い、農家の高齢化、担い手不足の対応策としては非常に優秀な事業と考える。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市農業協同組合
委員名	石川 淳徳
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	新居浜市耕作放棄地解消促進事業
現状の課題	近年、農産物全体の消費減退と価格の低迷、資材価格の高騰、農業従事者の高齢化及び担い手不足などにより耕作放棄地が増大している状況である。それに伴い、イノシシ・サルなどによる鳥獣被害の拡大、荒廃地に発生する害虫など新居浜市の農業にとって遊休農地（特に耕作放棄地）は大きな問題となっている。
事業の目的	現に耕作に供されておらず耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が困難な田畑を、新居浜市・JAが一体となり遊休農地の適正な管理を行い、担い手への農地の集積や景観作物の取り組みなどにより、耕作放棄地を解消する。
事業の概要	35～40馬力のトラクター1台及びフレールモア（雑草処理機）1台、乗用モア（草刈機）1台を導入し、希望農家に10a当たり10,000円程度にて作業を行う（市内全域）。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	耕作放棄地が解消されることにより、農地としての利用が可能になり、担い手への農地への貸し借りが増え、耕作地周辺の環境整備により有害鳥獣の侵入が防止され、新居浜市の農業振興が図られる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市農業協同組合
委員名	石川 淳徳
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	鳥獣被害防止対策事業
現状の課題	有害鳥獣による被害は拡大傾向にあり、最近ではイノシシが市街地に出没するケースもあり、耕作放棄地の増加の一因ともなっている。そのため、防御体制の充実により、農業者が安心して生産活動に取り組めるようにする必要がある。
事業の目的	農作物の生産活動や市民活動にも影響を与えているイノシシ等有害鳥獣対策として、侵入防止柵の設置を行い、農作物の被害防止及び市民生活の安全確保を図る。
事業の概要	<p>市内に住所及び農地を有する認定農業者、JA新居浜市組合員、販売農家が設置する有害鳥獣の侵入防止柵設置に係る資材費の補助を行う。</p> <p>補助率 10/10 補助額 5万円以内</p> <p>※事業開始予定 平成27年度</p> <p>平成26年度までは、愛媛県鳥獣被害防止総合対策事業（県補助事業）及び損害防止事業（農業共済組合事業）による侵入防止柵設置が予定されているため、平成27年度からの事業実施を予定。</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	有害鳥獣による被害を減少させることにより、農業者の生産意欲向上が図られ、耕作放棄地の減少及び本市の農業振興が見込まれる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市土地改良協議会
委員名	井下 正光
担当課	農地整備課

提案内容

テーマ（事業）名	揚水機改修事業、地下水調査事業
現状の課題	現在、土地改良区が管理する農業用施設は老朽化が進行しているが、特に取水に関わる揚水機の老朽化が著しく、総数130箇所余りの内、30年以上経過したものが57箇所あるが、稼働中に突然故障する事例が頻発している。また、夏場の降雨量が少ない時期には、地下水の低下により揚水量が減り、使用できなくなるものもある。ポンプ1基を改修すると2～3百万円掛かるため、現在の市単独土地改良事業においては他の水路改修等にも着手できない。
事業の目的	計画的な揚水機改修を行うことで水の安定供給を図る。
事業の概要	<p>1. 揚水機改修事業</p> <p>定期点検：33箇所（20年以上経過対象） 200千円/箇所 $200 \times 33 = 6,600$千円</p> <p>揚水機改修：57箇所（30年以上経過対象） 2,000千円/箇所 $2,000 \times 57 = 114,000$千円</p> <p>2. 地下水調査事業（L=40m）</p> <p>試験掘削：3箇所 $\phi 200$mm 10,800千円/箇所 $10,800 \times 3 = 32,400$千円</p> <p>拡孔：1箇所 $\phi 300$mm 12,700千円/箇所 $12,700 \times 1 = 12,700$千円</p> <p>※揚水機改修は、5箇年で実施</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	水の安定供給が図られるとともに、揚水機以外の老朽化した農業用施設の整備についても計画的に取り組むことができる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	いしづち森林組合
委員名	真鍋 輝久
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	新居浜市地産地消の家づくり促進事業
現状の課題	近年、地元産材需要の大きな部分を占める住宅建築における外材や非木質系資材への代替、更には景気悪化等による着工戸数の減少により、木材産業は事業縮小や休廃業を余儀なくされ、また山林においては戦後植林されたスギやヒノキが伐採時期を迎えているものの、需要の伸び悩みにより伐り控えが進み、更には管理を放棄せざるを得ない状況も散見されている。
事業の目的	新居浜産の木材を活用し住宅を建てる場合に一部助成を行うことにより、新居浜産の木材使用の推進及び地域の活性化を図る。
事業の概要	新居浜産の木材を使用して住宅を建築した方に対して、1棟あたり100,000円を上限として、掛かった木材の経費に対して補助する。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	木造住宅の建築を促進し、新居浜産材の需要を喚起するとともに、関連する木材産業及び建築産業等の振興を図ることができ、林業の活性化及び森林の健全化が見込まれる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	いしづち森林組合
委員名	真鍋 輝久
担当課	農林水産課

提案内容

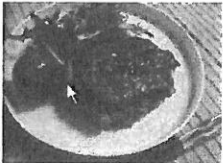


テーマ（事業）名	新居浜市間伐材出荷促進事業
現状の課題	木材価格の長期低迷、山林所有者の高齢化、後継者不足等により森林の施業が進まない状況が現在続いており、このまま続けば、森林の持つ公益的機能水準の維持及び木材の安定供給等に影響が生じる。
事業の目的	搬出間伐材生産経費の一部を助成することで間伐を推進し、林業の活性化を図る。
事業の概要	<p>搬出間伐材生産経費として、運賃助成（積降・運搬・燃料費等）をする。</p> <p>1. 補助対象：新居浜市に所在する山林のスギ・ヒノキの間伐材を、森林組合を通して出荷したのに対し助成する。</p> <p>2. 補助の条件：間伐出荷材積 1 m³当たり2,000円以内かつ総額3,000,000円を上限とする。</p> <p>3. 仕組み（フロー図等）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">新 居 浜 市</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px;"> A ↑ ↓ B </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">いしづち森林組合</div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; width: 100px;"> C ↑ ↓ D </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">森 林 所 有 者</div> </div> <div style="margin-left: 20px;"> <p>A 補助金交付申請</p> <p>B 補助金の交付</p> <p>C 間伐材の出荷</p> <p>D 補助金の支払い</p> </div> </div>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	搬出間伐が促進されることで、林業経営への意欲を回復させるとともに、森林の公益的機能の維持と木材の安定供給を確保する。




経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市漁業振興対策協議会
委員名	山崎 浩
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	地産材料を活用した六次産業化ネットワーク（地域産業連携）事業
現状の課題	<p>新居浜市の産業の中心は工業であるが、経済再生において第一次産業及び第三次産業での、新たな成長産業の創出が必要とされている。</p> <p>商業、農業、漁業において、売れない、活性化していない、担い手不足など、抱えている問題が共通している。</p> <p>よって、共通している問題を、各産業が連携して取り組み、六次産業化（地域産業のネットワーク）による「食」のビジネスとして地域産業の再生に取り組むものである。</p>
事業の目的	<p>新居浜市と市内の産業界が連携し、「地産食材」を活用した「食の成長産業」を創出する。</p> <p>本事業は年度毎に目標を設定し、地域産業の活性化を実現後、県外への事業展開も視野に入れる。</p> <p>本年度は『地魚のすり身』を活用した商品開発と『学校給食』への導入を目標とする。</p>
事業の概要	<p>本事業では「未利用魚」（取引されない魚）を活用し、年間を通じて生産できる「地魚のすり身」（ミンチ）の商品開発を行う。</p> <p>まずは、「学校給食」に「地魚のすり身」を活用して頂き、地元で愛される食材を確立する。</p> <p>その後、各産業で商品開発を行い、地産ビジネスモデルを創出する。</p> <p>【地魚のすり身を活用した地産品の開発】</p> <p>主となる材料は未利用魚のすり身で、「新居浜市食生活改善推進協議会」の協力を得て、『魚肉ハンバーグ』の商品開発ができた。</p> <p>上記の他、ソーセージ、メンチカツなど開発予定。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="text-align: center;">地魚ハンバーグ 地魚ハンバーガー 地魚じゃこ天</p> <p style="text-align: center;">※骨ごとすり潰しているため、カルシウムが豊富</p> <p>【新居浜ビーコブランドの確立】</p> <p>「ビーコ」とは→愛媛県東予地区では、小魚の事を「ビーコ」と呼ぶ。愛媛県南予のジャコと類語であるが、あえて地元の方言を使用し、新居浜市発の六次化ブランドとする。</p> <p>ブランド戦略の一つとなるキャラクター（ゆるキャラとして発展させた</p>

	<p>い)で、新居浜市で獲れた鮮魚及び加工品を総じて「新居浜ビーコ」と称し、加工品の商品名も「新居浜ビーコバーグ」「新居浜ビーコメンチカツ」等とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p>【事業展開の概要】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①六次産業化による食の産業ネットワーク事業の確立 ②地産原材料を用いた商品開発及び店舗（商店街）開発 ③食と健康の地産ブランドの創出 ④小学校を中心とした給食事業 ⑤観光事業に地産品及び地産地消型外食店舗を展開 ⑥食育、健康プラン21等の県外への情報発信 ⑦県外への事業展開
<p>事業効果 (施策の必要性や見込まれる成果等)</p>	<p>本事業は地産資源を活用した食のビジネスモデルである。新居浜市の各産業が連携し商品開発を進める事で、新居浜市独自のブランド事業が確立できる。</p> <p>各産業に共通している問題を解消し、更なる発展を行う為に、本事業は重要である。</p> <p>また、農林水産省の認定事業を取得する事により、県及び国の予算を得る事が可能となる。(六次化認定申請中：新居浜市六次産業化推進協議会)</p> <p>更にこれまで新居浜市が取り組んでいる「食育推進計画」「健康プラン21」は、地域連携事業と連動させることで別の認定事業での予算取得を可能にすることが可能である。(食のモデル事業)</p>

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市漁業振興対策協議会
委員名	山崎 浩
担当課	農林水産課

提案内容

テーマ（事業）名	漁業環境整備事業
現状の課題	<p>現在、漁協は組合員及び高齢化の進展、さらには漁獲高の減少により大変厳しい経営状況にある。</p> <p>従前から、4漁協ある浮棧橋の新設（修繕）、船着き場の掘削、敷地内舗装など漁業環境の施設整備は、平成16年の災害及び補助金の公募申請制度により中止となり、それ以後、毎年要望してきたが、環境整備予算が見送られた。その間、施設が全漁協で等しく老朽化し、漁業の支障になりつつある。</p> <p>また、漁獲物の水揚げ作業は帰港した漁船から歩み板などを用いているが、高齢者や女性就労者が作業も担うケースが増大していることから、漁業振興の課題となっている。</p> <p>また、市などから補助を受け整備した漁業関連機械（プラスチック減容器、製氷機など）が、不具合となり漁業に支障が出ている。</p>
事業の目的	<p>このままでは、将来各機械の不具合や多くの浮棧橋等の施設で一斉に使用できなくなることから、計画的な修繕を要望する。</p> <p>また、補修には多額の費用がかかるため、市において一部経費補助を受け修理・保全したい。</p>
事業の概要	<p>浮棧橋の新設（修繕）、機械設備など漁業協同組合内の各施設整備について、必要な経費の補助事業を行う。</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	<p>漁業環境を整備することにより、作業効率が向上する。</p> <p>今後、6次化や新規漁業者支援が推進できると考える。</p> <p>漁業者が安心して漁業経営ができる。</p>

2 商業の振興

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜商店街連盟
委員名	越智 俊博
担当課	商工労政課

提案内容

テーマ（事業）名	商業（中心商店街）の再生に向けて
現状の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営者の高齢化 2. 後継者不在 3. 売り上げの不振（ピーク時の半分～1/3にまで減少、非日常的でまとまりのない店舗構成） 4. 規制緩和の中での大型店の郊外への出店（厳しい価格競争、駐車場） 5. ネット販売依存による弊害（来店頻度減少、商店街の連帯感が希薄に）
事業の目的	商店街に「食」をテーマとした日常的に必要なとされるゾーンを形成し、消費者に必要な、かつ新居浜の顔となる中心市街地を再生する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「銅夢にいほま」を市内及び全国の産地の食材を扱う「産直市場」へ用途変更し、若い起業家たちによる「市場」の食材を利用した飲食街を形成するとともに、パーキング銅夢跡地へドラッグストア等を誘致し、毎日の生活に根差した商業活動を展開する。 ・ 四番街商店街の街区を中心にテナントミックス及び、建物の高度利用を行い、高層階を住居エリアとする再開発を実施する。 （※銀ビルの解体、公共交通機関の発着場の整備、百貨店の中型サテライト店の誘致、高層マンションの建設、・無料開放の駐車場と「食」のゾーンへの導入路の整備、市民活動を支える場所や機能を提供、「口屋」や「つづら淵」等の歴史文化遺産を活用 等） ・ 現在、上記を含めて商店街連盟、新居浜市、商工会議所の三者で検討中。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	<ol style="list-style-type: none"> ①商業・サービスの高度化 ②回遊したくなる中心市街地づくり ③定住人口の増加

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜商店街連盟
委員名	越智 俊博
担当課	商工労政課

提案内容

テーマ（事業）名	「銅夢にいほま」を利用した「産直市場」の実験的事業
現状の課題	<ol style="list-style-type: none"> 1. 経営者の高齢化 2. 後継者不在 3. 売り上げの不振（ピーク時の半分～1/3にまで減少、非日常的でまとまりのない店舗構成） 4. 規制緩和の中での大型店の郊外への出店（激しい価格競争、駐車場） 5. ネット販売依存による弊害（来店頻度減少、商店街の連帯感が希薄に）
事業の目的	中心市街地の活性化計画策定のための再生に向け、「銅夢にいほま」を利用した「産直市場」の可能性を検証する。
事業の概要	<p>・ 中心商店街の活性化については、現在、商店街連盟、新居浜市、商工会議所の三者による打ち合わせ会の中で協議を重ねているが、現時点で要望の高い「銅夢にいほま」を市内及び全国の産地の食材を扱う「産直市場」への用途変更について、一定期間試験的に実施し、効果を検証して今後の計画に反映する。</p> <p>なお、詳細については、今後三者の打ち合わせ会で協議。</p>
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	<ol style="list-style-type: none"> ① 中心市街地活性化計画への反映 ② 商店街の賑わいの創出 ③ 商店街の新たな集客

3 観光・物産の振興

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市観光協会
委員名	吉本 さやか
担当課	運輸観光課

提案内容

テーマ（事業）名	観光宣伝推進事業（・着地型旅行商品造成事業、・ラッピング車両による広告宣伝事業、・観光フリーペーパー作成事業、・ブロガー旅行記による観光PR事業）
現状の課題	新居浜市が今年度から着地型旅行商品の造成事業を行っており、これまでになかったような観光推進を図ってもらっているが、始まったばかりであり、今後の取り組みが重要である。また、市外の観光客に対しての観光PRや情報発信が不足しており、観光客を誘致するための観光宣伝の充実を図る必要がある。
事業の目的	観光宣伝を充実することにより、入込観光客数の増加を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・着地型旅行商品造成事業の継続 （今年度実施している事業を継続するとともに、市内全域での新たな旅行商品開発を実施する。） ・ラッピング車両による広告宣伝 （京阪神行のバスや松山市・広島市等の路面電車の側面へ観光スポットのラッピングを行い、走行することで広域的なPRを行う。） ・観光フリーペーパーの作成 （新居浜市の食、観光施設、宿泊等の多種多様な情報が入った、誰にでも手に取りやすく、持ち歩きしやすいA5版程度のフリーペーパーを作成し、観光客に配布する。） ・ブロガー旅行記による観光PR （インターネット等のメディアで個人ブロガーを募集し、新居浜市の観光スポット、飲食、物産等の体験を自身のブログで紹介してもらうことで、より多くの人に情報を発信する。）
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	着地型の旅行商品を造成するとともに、ラッピング車両やブログを活用し、観光客が生活している発地対策を実施することにより誘客を図る。さらに新居浜市に来られた観光客にわかりやすい観光パンフを配布することでホスピタリティの向上を図り、観光客やリピーターの増加につなげる。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市物産協会
委員名	守谷健治
担当課	運輸観光課

提案内容

テーマ（事業）名	新商品の開発、商品のブランド化のための補助事業
現状の課題	新居浜市物産協会では、新居浜の地場産品の紹介宣伝、販路開拓及び地場産品の開発を行い地域の活性化を目指している。しかし、会員企業の大半が中小企業であり、新商品開発、販路開拓等を行う上で資金調達は大きな問題となっている。また、現在中小企業振興条例にある新製品開発事業補助では物産協会会員企業（食料品製造等）の商品が対象とならない。
事業の目的	新居浜の産品等で特徴的な新商品の開発、販路開拓等を行う上で、資金的に余裕のない中小企業に支援を行うことにより、新商品の開発への取り組みを支援できるよう、中小企業振興助成制度の拡充等の方策を行う。
事業の概要	現在、中小企業振興助成制度の中にある新製品開発事業補助には、物産協会会員企業の主要産品である食料品等の品目は対象になっておらず、物産協会会員企業が新商品の開発を行う場合は補助制度等もなく、すべて自己資金で賄っている状況であるため、この開発費用等の支援を行うものである。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	新居浜の特産品等を使用し、新居浜から全国に発信できるお土産等の物産品は必要である。この商品の開発を促進することは新居浜市の産業振興や活性化につながる。 また、地域の産品を利用した物産品の開発、販売を行うことは、第一次産業の活性化も期待できるものとする。

経済再生WG（第1次・第3次産業グループ）提案書

提案者（団体等）

団体等の名称	新居浜市物産協会
委員名	守谷健治
担当課	運輸観光課

提案内容

テーマ（事業）名	物産振興対策事業
現状の課題	新居浜市物産協会では、新居浜の地場製品の紹介宣伝、販路開拓を目的として市内外で各種物産展等を行っているが、規模の小さな団体であり、各種物産展等を開催する費用は限られたものとなっており、十分な活動ができていない。
事業の目的	商品を多くの消費者に知ってもらい、紹介宣伝、販路拡大のための有効な手段である物産展を開催する。
事業の概要	新居浜市内だけでなく、市外や県外の大消費地において、新居浜市の物産展を開催し、新居浜の特産品やこだわりを持って製造している物産品を紹介宣伝することは、一般の消費者に知ってもらうことはもとより、バイヤー等の目に触れることにより商品の販路拡大にもつながるが、1企業ではできることに限界がある。このため、多くの物産を取り扱っている企業の集合体である新居浜市物産協会を中心に企画し、多くの会員企業が合同で物産展を開催すればより効果、効率的である。
事業効果 （施策の必要性や見込まれる成果等）	新居浜市の特産品や、こだわりの商品を全国に発信することは、新居浜の知名度向上に効果的である。また、販路拡大等による経済効果も期待できる。

4 工業の振興

経済再生WG(第2次産業G) 意見・提言内容

1. 支援体制の強化・拡充

◆支援体制の強化

○市長によるトップセールス

・なにより市長、トップ陣による、国内外のトップセールスが必須です。

○実効性のある支援体制の構築

・全体としての意見としては、各施策はどれも重要と考えるが、なかでも可及的速やかに実施すべき課題をより明確にし、その課題にフォーカスして施策実施上の隘路や原因追及をすることで解決策を模索すると同時に、各機関のできることを持ち寄り相互にかつ重層的に機能するような仕組み構築を検討

(ものづくり企業向け提携機関と支援策例)

- (1) 産業技術総合研究所(当所とは定期的に技術支援相談会を実施中)
- (2) 日本宇宙フォーラム(宇宙航空関連技術の紹介ほか)
- (3) 大手工場企業との個別商談会(例:太陽誘電、大和ハウス工業ほか)
- (4) 先端技術セミナー開催(例:3Dプリンターセミナーほか)
- (5) 製造業出身者を積極的に中途採用し、相談業務に対応

○行政手続き等を一元的に取り扱う窓口の設置

・企業の新規事業展開等に関連し、市の様々な手続き等の窓口を統一(ワンストップサービス)することによって複数の行政手続きをスムーズに行うとともに、市内部での横断的な情報提供などを支援し、また、各団体等との連携などにも取り組むことを検討してはどうか。

◆企業連携の推進

○機械設備の共同利用

・中小製造各社は、多くの設備を保有しているが、多くは自社の製品製作に必要な設備として保有している。自社に適した加工工具や、加工ノウハウは持っているが、設備の稼働率の悪い機械が有る。また、機械は持っているが加工ノウハウが無い場合、能力を発揮できず、単価の安い仕事をするなどいわゆる宝の持ち腐れのような機械も少なくない。必要な設備があれば、発注側が工具や加工のノウハウを持ち込み機械加工を共同ですれば受注 発注、どちらにもメリットのある仕事になると思う。

○ものづくり企業のグループ化

・日本で、世界で、新居浜の企業でしかできないオンリーワンものづくり企業の育成をしてはどうか。それには多数あるものづくり企業の再編・統合により、真に有望な企業グループを選定して助成してはどうか。

○ニーズ把握や補助制度の充実

・1機関丸投げではなく、学生等のキャリア教育と連携し、とにかく、実施する。考えているだけでは始まらない。

・行政主体では、公平性のため、情報がそろってからでないと公開できないなど、情報が腐る(データの陳腐化)。

・6:30くらぶの有効活用

コーディネーターをプロに頼むなど、参加した人が「何かを得て帰ることができる」内容にすべきである。現状は、場の提供だけであり、各自思いも目的も異なった人たちが、ただ集まるだけの会になってしまっている。毎回テーマ・ゲスト企業などを決めて話し合うなど、情報収集・提供機能の強化に使うよう改善が必要である。

・ホームページによる新規顧客等の実績はどうなっているのか。サイトが増えている現在、サイトへのアクセス数や成果率を把握し、成果があがるホームページへの見直しも大切だと思う。言語も海外からもアクセスできるよう、英語はもちろん、中国語、スペイン語など様々な国々への対応も期待します。

・プロダクトアウトからマーケットインへ、市場調査、販路調査の強化

・銀行提携先の活用や各種商談会の活用

・企業誘致が最適なるも、市内事業者の施設分散等による集約化ニーズの収集やデータベース化、補助制度の充実

◆新事業展開・創業支援の促進

○第1次産業や第3次産業と連携した加工機械器具・工業製品の開発

- ・第1次産業で生産された産品を加工、調整する機械器具装置の開発
- ・第3次産業(観光等)で土産物としての工芸工業製品の開発

○国・県・支援機関との新事業展開・創業支援の連携強化

- ・金融機関内の専門セクションとの連携強化
- ・新事業展開、創業支援に対する国・県・支援機関との連携強化

経済再生WG(第2次産業G) 意見・提言内容

◆中小企業振興条例の拡充

○コンサルタント導入、試作品製作への補助金強化

- ・試作品への補助金強化、地元企業間提携支援強化
- ・コンサルタント導入時の補助制度創設

○設備投資に対する支援強化

- ・エコクス東予事業所に関し、新居浜市主導のもとに高濃度PCB廃棄物処理可能な施設に改造し、全国より高濃度PCB処理業務を受注してはどうか。また、PCB廃棄物の輸送は地場流通企業の車両に付加価値(漏洩安全装置)を持たせ、輸送とセットでの受注としてはどうか。

2. 人材の育成・確保

◆人材の育成

○中小企業が求める人材の情報収集とデータベース化

- ・どのような技術を持つOBが企業にとって求められているのかの情報収集とデータベース化
- ・若者の育成、OBの活用、これらに対しては、様々な取り組みがありますが、女性の活用については、ほとんど取り組まれていないように思います。「ものづくり」を プラントシステムの構築から何かの小さな部品の製作までと捉えていくのであれば、女性も忘れてはならない存在だと思います。

○雇用マッチング支援

- ・近年、高校生の新卒採用が大変増えており、今年度、新居浜工業高校から40名近くが地元製造業に就職している。数年前に比べ明らかに変化が見られる今、地元就職希望先の条件などを調査し、地元に多くの希望者が受け入れられるよう、採用希望の企業が手を打てるよう支援してはどうか。
- ・生涯学習大学「いはいま若者塾」との連携
現在、(NPO)ノポックと生涯学習大学スタッフとで企業へ交渉を行っている。
機械産業協同組合などと連携し、若者に「ある企業(業種)におけるいろいろな人材の活躍の場がある」ことなどを伝える。
ex)「福祉でも福祉士だけでなく、理学療法士、エンジニア・栄養士・経理・司法などなど」

◆人材の確保

○Uターン・Iターンインターシップ受け入れ促進

- ・姫路地域雇用開発協会主催のような、地域全般でのUターンをターゲットにしたインターシップの実施
各社1名のための広報は無理、30社集まれば30名の宿など必要。
大手は交通費・宿泊費を企業負担している。U/Iターンインターシップ受け入れ促進事業

○独身社員用借り上げ制度、新入社員敷金礼金補助制度の創設

- ・インターシップ・雇用ともに、中小企業による社宅(借り上げ、住宅手当等)の整備支援
例えば、私学は就職率upのためインターシップに支援あり。国立はほとんど支援がない。
また、新居浜高专機械工学科の2/3は市外出身。就職で新居浜希望しても中・南予の学生は家賃5万、食費5万かかり、一人暮らしでは生活できない。
- ・独身社員用借り上げ制度、新入社員敷金礼金補助制度などの創設(転入補助金)

経済再生WG(第2次産業G) 意見・提言内容

3. 企業誘致・立地(新規投資)の促進

◆企業立地促進条例の要件緩和

○企業立地促進条例の改正

・企業立地促進奨励金について、大企業の場合、新規雇用従業員に応じて①0～4人、②5～9人、③10～19人、④20人以上の枠が設定され、固定資産税課税標準額に乗じる係数は、①0.7%、②1.4%、③2.8%、④5%となっているが、以下の理由により10人未満の場合の乗率(①0.7%、②1.4%)を引き上げていただきたい。

(理由)

①投資案件のほとんどが既存の敷地内での増設である。

②新居浜地区内の工場、関係会社でバランス調整しながら人員を配置しているため、増設のために多数を新規採用することはない。

・現在の奨励金、補助金については、新たな雇用に繋がる場合が要件となっているものが多く、新たな設備投資への助成が少ないように思う。

・新規雇用を伴わない設備投資であっても、地元協力会社への工事発注、さらには固定資産税などで一定の地域貢献が可能であり、老朽更新、安全対策なども含めた設備投資に対してのインセンティブ拡充をお願いしたい。

・企業立地促進条例について、企業立地に伴う直接的な新規雇用要件を緩和するとともに、設備新設等に限らず老朽更新なども対象にするよう改訂をお願いしたい。

・また、低炭素型事業促進奨励金などについて、どの範囲までが対象となるのかなどの詳細制度内容についての説明をお願いしたい。

・さらには、市の制度だけでなく、県や国の助成制度などについて、PRとともに橋渡しをお願いできればありがたい。

・環境負荷低減の事業活動の支援について、企業の水力発電設備または火力発電設備などの効率改善、省エネルギーならびに環境設備の増強などに関する設備投資も含めて、資金面で補助などを検討してはどうか。

・環境考慮型設備投資案件に対する支援強化

◆経済特区の検討

○大手企業誘致を目指した大胆な経済特区の創出

・新規大手企業誘致による地場企業の操業の維持・拡大を目指した、大胆な優遇措置を付加した経済特区を創出してはどうか。

それには、受け皿として新居浜市と西条市の合併による四国最大の経済圏を創出し、新居浜単独規模では成しえない企業誘致大規模プロジェクトを推進してはどうか。

◆企業誘致・立地に係る環境整備

○臨海部に集中する工業用地の防災対策(各種インフラ)

・住友関係各社の工場のみならず地場の工場の多数が臨海部に立地しており、また埋立地であるところが多く、大規模地震が発生した場合には液状化による被害が想定される他、津波などによる水没の被害も想定される。

これらの被害を極小化するための対策検討、実施をお願いしたい。また、工業用水や上水道等インフラの被害極小化や早期復旧についても検討、実施をお願いしたい。

○大型車両に対応した道路インフラ整備等

・大型車両が走行する際に交通災害等が懸念される箇所について、道路拡幅等の整備を実施願いたい。(ex. 別子銅山記念図書館前交差点)

・西部に工業団地を造成し、中小企業を集約することにより、異業種交流がより活性化される中で新規事業を興すチャンス、チャンネルを増やす。

経済再生WG(第2次産業G) 意見・提言内容

4. その他

◆規制緩和

○ニーズ把握や経済特区等対応策の検討

・現在の工業立地法は都道府県及び市が、地域の実情に応じて、国が定める範囲内において緑地及び環境施設の面積の割合を独自に設定できることとなった。製造業や電気・ガス業であっても環境にやさしい事業を推進する事業場に対しては、自治体の権限の範囲で緑地及び環境施設の面積の割合の低減を検討してはどうか。

・中小企業を地域に集約することにより、異業種交流がより活性化される中で新規事業を興すチャンス、チャンネルを増やす。

◆ものづくり産業振興ビジョンの検証

○ものづくり産業振興ビジョンの進捗検証、抜本的な見直し

・現在平成21年度のものづくり産業振興ビジョンが、実行されていると思いますが、大変よく出来たビジョンであると思います。現在、何が出来て何が出来てないのか検証をして、実効性のあるビジョンになるように再検証をしてみてもどうか。

・50弱のアクションプランについて、継続中のものが多いようですが、実際は、動いていないプランもあるのではないのでしょうか？

24年度までの実績の有無を確認し、実際動いていないプランは削除し、かつ、成果のでているプランがあるとすれば、それをより強化すべきだと思います。

・24年度までの実績、なにより成果をより具体的に提示していただければよりわかりやすい。そういう意味で、24年度までのアクションプランの結果レポートは必須です。

◆その他

○その他

・ワーキンググループによる提案は 政策懇談会を通じ、市長に提言されるが、施策にしっかりと反映してほしい。また、提言内容について、市から何らかのフィードバックをお願いしたい。